

函館市監査公表第20号

函館市選挙管理委員会委員長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年12月26日

函館市監査委員	小	野	浩
函館市監査委員	本	間	裕 邦
函館市監査委員	出	村	ゆかり
函館市監査委員	道	畑	克 雄

函 選 管

令和7年(2025年)12月18日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市選挙管理委員会委員長 高橋 寛

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	選挙管理委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	令和6年12月25日～令和7年5月15日	提出日	令和7年8月5日
監 査 項 目 等	予算の執行		
区 分	勧告事項, 指摘事項, 意見		
(1) 指摘事項			
ア 予算の執行			
<p>選挙費で予算執行している第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙器材運搬作業において、競争入札によらず、随意契約とするため、函館市契約条例施行規則（昭和39年規則第4号）第30条の2に規定する額を超えないように分割発注していた。</p> <p>また、随意契約により契約を締結しようとするときは、同規則第30条の4第1項および第30条の5第1項の規定により、あらかじめ予定価格を定め、2者以上から見積書を徴するとされているところ、積算書を作成していないことから予定価格を定めておらず、見積書を2者以上から徴しないまま特命随意契約としており、適正な業者選定手続が執られていなかった。</p> <p>選挙管理委員会事務局では、令和4年度定期監査の指摘を受け、選挙の種類や期日により競争入札または随意契約のいずれの契約手法を選択するか整理し、予定価格を定めるなど適正な契約事務を執行するとしていたが、今回は選挙期日までの期間が短く、競争入札に付するために必要な期間が確保できなかったことから、前例踏襲の事務処理を行っていた。</p> <p>地方公共団体の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定するとおり競争入札が原則であり、競争入札を避けるための分割発注は不適切であることから、発注の時期や機会、履行場所などを検討したうえで適切な発注単位や契約手法を選挙の実施に備えて日頃から整理しておくことはもとより、選挙期日までの期間が短く随意契約によらなければならない場合においても、予定価格を定めるなど法令等にとった適正な契約事務の執行を図られたい。</p>			

措置内容，対応・考え方

選挙器材運搬作業については，ご指摘を踏まえ，第27回参議院議員通常選挙から，投票所関係業務，開票所関係業務，投票用紙等輸送警備業務の3つの業務に変更集約し，これまで役務として部局内で業者選定を行っていたものを，業務委託として調度課の業者選定による契約事務へと見直したところであります。

選挙事務は，衆議院解散総選挙時における選挙期日までの期間が短い場合や，統一地方選挙における年度またぎでの事務処理が必要となる場合など，選挙種別により，業者選定や発注の時期，履行期間等が異なるため，今後におきましては，それぞれの選挙に応じた契約手法や事務手続等の整理を図るとともに，選挙期日までの期間が短く，随意契約によらなければならない場合においても，積算書を作成し，予定価格を定めた上で調度課による業者選定を行うこととし，法令等にとった適正な契約事務の徹底に努めてまいります。